

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

令和6年8月8日

沖縄国税事務所長

記

公売の 日 時	買受申込 期間	令和6年9月2日 13時00分から 令和6年9月4日 13時00分まで
公 売 の 場 所	KSI官公庁オークションサイト(https://kankocho.jp)	
公 売 の 方 法	インターネット公売による期間競り売り（物件情報PDFに記載する売却区分ごとに売却する。）	
最高価申込者決定の日	令和6年9月6日	10時00分
最高価申込者決定の場所	沖縄国税事務所 北那覇分庁舎	
売却決定の日時	令和6年9月27日	10時00分
売却決定の場所	沖縄国税事務所 北那覇分庁舎	
買受代金の納付期限	令和6年9月30日	14時00分
権利移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。	
危険負担移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。	
権利移転に伴う費用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。	
公売財産上の質権者 抵当権者等の権利の 内容の申し出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を沖縄国税事務所統括国税徴収官に申し出てください。 債権現在額申立書の用紙は、統括国税徴収官にあります。	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第92条又は第108条に抵触しない者 農地については買受適格証明書の提出を要する場合があります。	
そ の 他 公 売 条 件 等	重要事項及びガイドラインPDFのとおり	
公 売 財 産 の 表 示	物件情報PDFのとおり	
公 売 保 証 金		
見 積 価 額		